

独立行政法人国際農林水産業研究センター  
平成 24 年度第 2 回契約監視委員会議事概要

- 1 . 日時：平成 25 年 2 月 18 日（月）14:00～16:00
- 2 . 場所：国際農林水産業研究センター本館 2 階 特別会議室
- 3 . 出席者：中川委員長、鈴木委員、高橋委員、北條委員
- 4 . 議題
  - ( 1 ) 平成 24 年度第 2 四半期及び第 3 四半期に実施した競争性のない随意契約の点検
  - ( 2 ) 平成 24 年度第 2 四半期及び第 3 四半期に実施した入札の結果、一者応札・応募となったものの点検
  - ( 3 ) 委託研究公募に関するアンケートの結果について
  - ( 4 ) その他
- 5 . 議事概要

( 1 ) 契約担当者から平成 24 年度の第 2 四半期及び第 3 四半期に契約した競争性のない 4 件の随意契約についての説明がおこなわれた。4 件の内 3 件は外国の研究機関への研究委託業務であり、1 件は官報掲載料であるが、4 件とも一般競争にするのは難しく、契約は妥当と判断された。

なお、審議の過程で以下の意見と要望があり、それぞれ対応することとした。

海外の研究機関等への委託研究（課題）について、プロジェクト検討会議や委託研究審査会等の所内委員会で検討されているが、次回から、それぞれの案件が単年度計画なのか、複数年にわたるものなのかを明示し、また、当該業務について、何らかの評価を受けているのであれば、その評価結果を、簡単に一覧表に記載する方が審議がしやすい。

平成 24 年度の委託研究課題の契約金額が前年度より 3 割も安くなっている案件があり、好ましい結果であるが、その理由について後ほど教えて欲しい。

また、競争性のない随意契約の新規案件は、原則として事前に当委員会の意見を聴取するよう総務省から指示されているところであるが、平成 25 年度においては、継続案件（法律顧問契約、官報掲載、海外での研究委託）は予定されているものの、新規案件は無い見込みである旨の報告が契約担当者からあった。

( 2 ) 平成 24 年度の第 2 四半期及び第 3 四半期に実施した入札の結果、一者入札・応募となったもの 1 件（パラグアイ国パラグアリ県低所得コミュニティ耕地・草地再植林プロジェクトに係る検証業務）について契約担当者から説明が行われた。他の業務と同様に JIRCAS ホームページに公告するとともに、この業務を実施できると考えられる業者への問い合わせ及び仕様書を送り、入札の参加を呼びかけたが、最終的に一者のみの参加となった。また、参加できなかった業者へのアンケート調査の結果についても報告があり、一

者入札となった経緯について確認了承された。

審議の過程で次の意見があった。

本件のような特殊な業務の場合、金額が業者の言い値にならないよう、積算内訳に留意する必要がある。

今年度第 4 四半期の予定案件の中で健康診断業務は昨年度と同様に一者応札の可能性が高いと思われるが、仕様書等の見直し等により複数の業者が参入できるよう工夫する必要がある。

( 3 ) 平成 24 年度第 1 回契約監視委員会の指摘を受けて、平成 24 年度第 1 四半期に実施した契約において 2 ヶ年続けて一者応札・応募となった委託研究業務 4 件を対象に研究支援室が行ったアンケートについて担当者から説明が行われ、その結果について審議した。

また、前回の契約監視委員会の指摘に対応した新たな取り組みとして、平成 25 年 3 月号から「JIRCAS News ( 日本語版 )」の「JIRCAS の動き」の項目で「平成 25 年度委託研究の公募について」の欄で紹介文を挿入する予定である事が紹介された。

このアンケート結果について次の意見があった。

公募を知らなかったという回答があるのは、JIRCAS のホームページの閲覧率が低いのが原因であり、今後、さらにこれを高める工夫をする必要がある。

入札情報を広く知ってもらうために、大学、学会を通じて積極的に声かけを行うことも効果的と考えられる。

JIRCAS 発行のニュース以外に、新聞等の他のメディアによる入札の広報は効果的かもしれないが費用がかかるので、費用対効果を考慮しつつ、さらに効果的な広報に力を入れる必要がある。

公募課題が特殊なため、応募者が一者のみに想定される課題は、入札を行うのは効率的とは言えず、何が何でも競争契約にしなくてもよいのではないか。ただし、学会等で広く情報を収集し、その研究課題に関してより良い提案ができそうな研究者には声をかけて競争に参加してもらう努力も必要である。

( 4 ) その他

委員長より契約監視について、研究を主業務とする他省庁管轄の独法等の監事の取り組み状況や考え方の事例を紹介した。

事務局から今後本委員会を年 2 回開催し、案件の数に応じた開催日程の設定について説明があり、了承された。

以上